

糸魚川市都市計画マスタープラン見直しについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、糸魚川市の将来都市像を実現するため、今後10年間の都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための都市計画の方針を定めます。

○対象範囲
糸魚川都市計画区域

○目標年次
平成37年度（基準年度：平成27年度）

都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、市の総合計画などの上位計画に即し、関連計画と整合を図るとともに、アンケート調査などによって住民意向を十分に反映して、策定を行います。

策定後、このプランに基づいて土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設などの個別計画が決定されます。

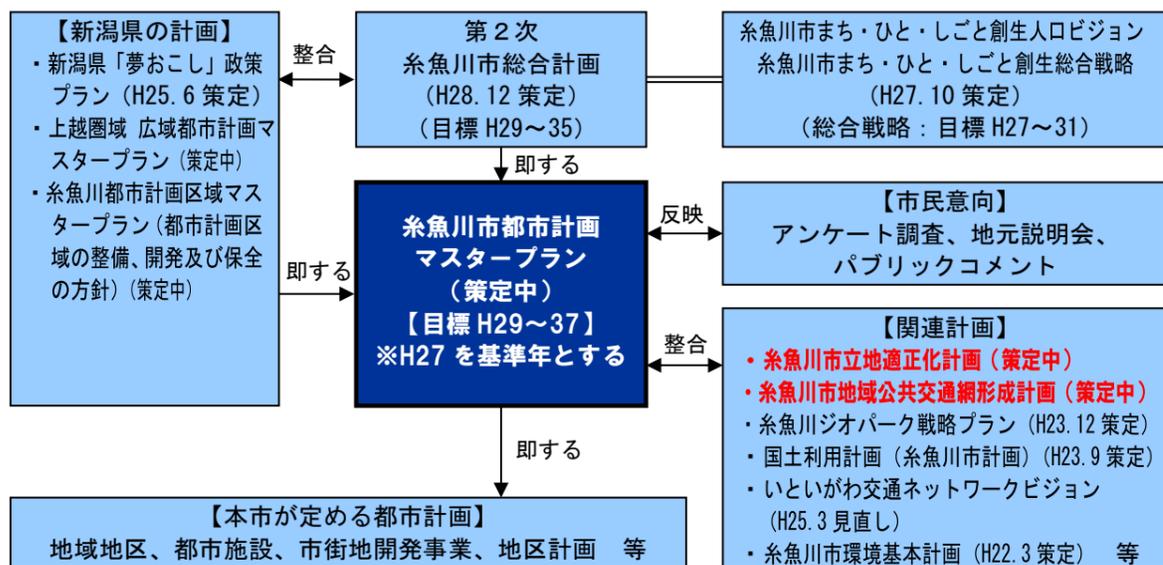


図 糸魚川市都市計画マスタープランの位置付け

2 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築します。

【全体構想】

全体構想では、糸魚川市全域を対象に現況を整理したうえで、糸魚川都市計画区域を基本とした都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、分野別の都市づくり方針を示します。

【地域別構想】

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来目標やまちづくり方針を示します。

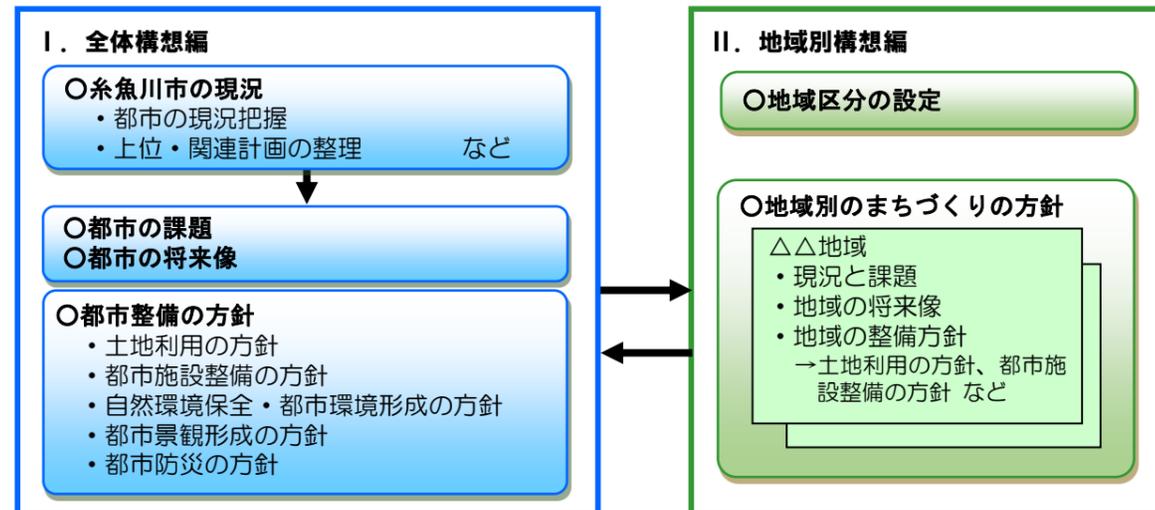


図 糸魚川市都市計画マスタープランの構成

3 都市計画マスタープラン見直しの目的

本市では平成19年に都市計画マスタープランを策定しましたが、策定から10年が経過していることと、下記に示す時代の変化に対応するため、見直しを行うものです。

1. 人口減少・少子高齢社会への対応

- 全国的な人口減少・少子高齢社会の到来と同様に、本市でも人口減少が進行しています。
- また、若年層の流出と高齢化の進展も大きな問題となっており、定住促進や子育て環境の充実、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められます。

2. 環境にやさしい都市の構築

- 地球規模での環境問題が深刻化するなか、多様な地質資源と豊かな自然を有する本市は平成21年に“糸魚川ジオパーク”が日本初の世界ジオパークに認定されたほか、平成22年に環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となった環境に優しい都市の構築が求められます。

3. 安全・安心な都市づくりへの対応

- 東日本大震災や熊本地震による甚大な災害、豪雨による土砂災害など自然災害に備えた予防対策の強化が求められます。
- 木造密集地を抱える市街地においては、生活環境の改善や、火災・水害等に強いまちへの改善が求められます。特に、駅北大火の被災地区等については、復興に向けた防災力の向上が急務となっています。

4. 持続可能な都市経営への転換

- 厳しい財政事情のなか、高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化が進行しており、長寿命化対策や効率的な社会インフラの維持管理・更新が求められます。
- 市内を網羅する鉄道やバス交通などの公共交通基盤を生かすため、利便性の向上が求められます。

5. 交流人口の拡大への対応

- 平成23年に策定された「糸魚川ジオパーク戦略プラン」をふまえ、平成27年の北陸新幹線開業による従来の圏域を越えた交流圏の拡大や、本市の豊かな自然環境、歴史的なまちなみ等の景観資源の活用により、交流人口を拡大させるとともに、地域活性化を推進することが求められます。

6. 地方創生のまちづくりへの対応

- 平成27年に策定された「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主旨に基づき、人口減少の克服や地方創生に向けた取組を支える都市づくりが求められます。
- 市民参画の機運の高まりを踏まえ、市民・NPO・事業者などと行政の協働によるまちづくりの推進が求められます。

1 計画策定の背景

我が国の地方都市では、拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が懸念されており、都市全体の構造を見渡しなが、居住者の生活を支えるようにコンパクトなまちづくりの推進が求められるようになりました。

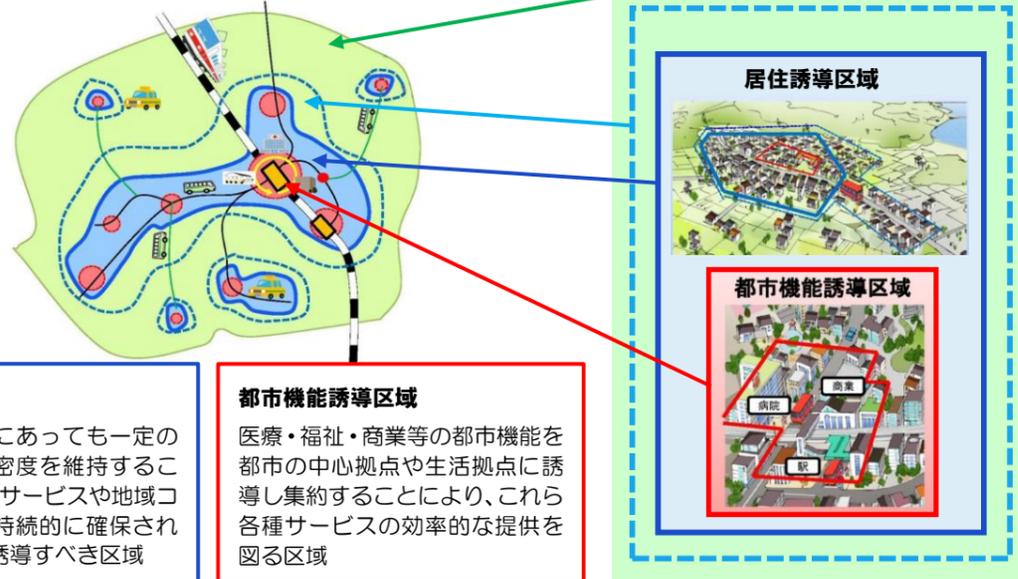
こうした背景を受け、平成26年に都市再生特別措置法の一部が改正され、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成ができるようになりました。

- ◆都市全体の観点から、様々な都市機能の立地誘導や公共交通の充実に一体となった都市計画マスタープランの高度化版で、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりの指針となるものです。
- ◆人口が減少するなか、このままでは様々な機能の維持が困難になるため、まちの規模をコンパクトにまとめ、サービスの生産性を高め、質を確保するとともに、公共交通の充実により住民の利便性を高め、サービスの持続性を確保するという考え方です。

2 立地適正化計画とは

立地適正化計画では、都市計画区域を対象として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、まとまりある持続可能な都市経営が可能となるよう、居住誘導区域と都市機能誘導区域（及び誘導施設）を定めます。

立地適正化計画のイメージ



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

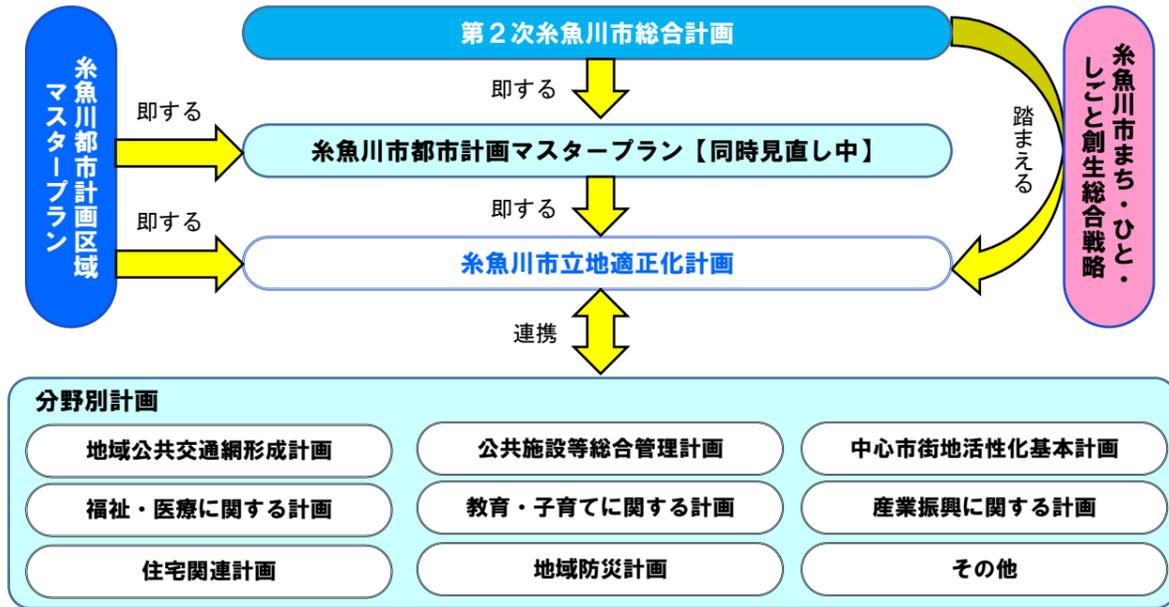
都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

立地適正化計画に期待される効果

- ✓ まちなかに一定の人口密度を維持することができ、結果として、日常生活サービス機能や公共交通の利便性を確保し、市民の暮らしやすさを維持することができます。
- ✓ 人口密度や生活環境が維持されることで、都市中心部が活性化し、交通ネットワークでつながることにより都市全体の活性化につながります。
- ✓ まとまりある市街地を形成することで、計画的な公共施設の配置・運営（統廃合・長寿命化等）により、施設整備や維持管理にかかる行政コストの低減が図られます。

立地適正化計画の位置付け



3 立地適正化計画策定の目的

本市では、真に持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するために、都市計画マスタープランの見直しと合わせて、様々な都市機能の立地やこれらを効率的に結ぶ公共交通網に関する包括的なマスタープランとして、立地適正化計画を策定します。

1. 人口減少・少子高齢社会への対応

- 人口減少が続く本市において、この人口減少により、商業・医療・福祉などのサービス施設の撤退などの都市機能の低下や、地域コミュニティの維持の困難化などを招くことが懸念され、定住の促進が求められます。
- 年少人口の減少、高齢者の増加に伴って、児童福祉施設や高齢者福祉施設、教育施設の統廃合が現実問題となるなか、健全かつ適正な施設配置が求められます。

2. まちなかの空洞化対策

- 北陸新幹線が開通し、交流人口の拡大に向けた施策展開を進めている中で、糸魚川駅周辺の活性化・賑わいづくりに資するため、都市機能の集約化・高度化が求められます。
- まちなかの空き家・空き店舗・空き地が増加し、空洞化・老朽化に拍車をかけるとともに、防犯・防災面でも問題が生じており、これら遊休資産の活用に向けた対策が求められます。特に、駅北大火の被災地区においては、早急な復興と賑わいの創出が求められています。

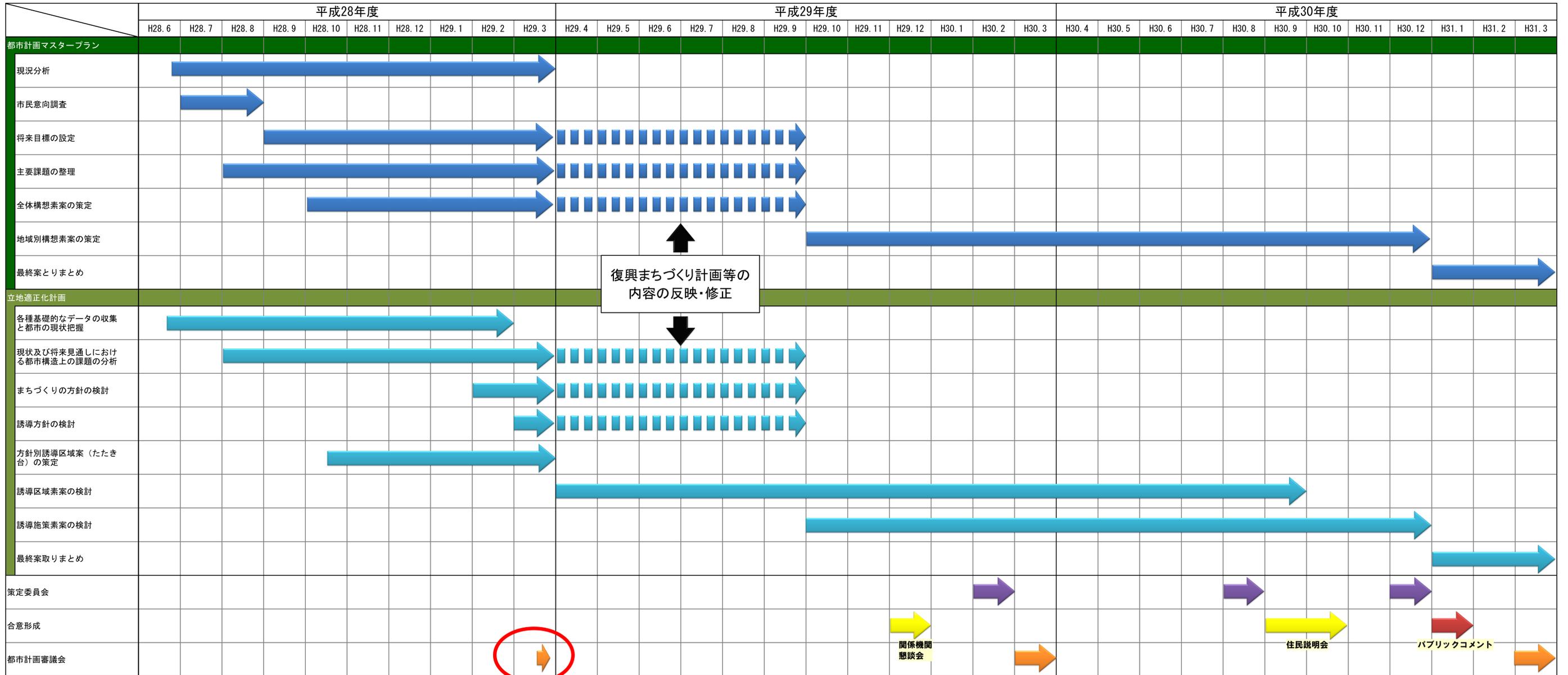
3. 持続可能な交通ネットワークの構築

- 本市を横断する鉄道や、市内を網羅するバス交通は重要な公共交通手段ですが、利用者は減少傾向にあり、これらの交通機関の維持に向けて、利便性の向上と合わせて交通ネットワークと一体となった集約型のまちづくりが求められます。
- 日本海ひすいラインでの新駅整備など、本市の新たな交通結節点機能強化の効果を最大限に発揮させる、都市構造の形成が求められます。

4. 効率的・持続可能な都市経営への転換

- 本市は地形的条件から平地が狭く、海岸部に沿って市街地が広がっています。また、糸魚川・青海・能生の3地区それぞれの市街地が形成され、主に糸魚川地区周辺では、市街地が拡大しています。
- 橋梁や下水道など様々な社会インフラの老朽化に伴って、維持管理・更新にコストが増大するなか、効率的かつ財政負担の軽減に向けた、集約型の市街地の形成が求められています。

糸魚川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 策定工程表【概要】



復興まちづくり計画等の
内容の反映・修正



平成28年度
都市計画審議会

関係機関
懇談会

住民説明会

パブリックコメント